七　当該運送の申込みに係る乗車人員
八　乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数
九　当該運送に係る運賃及び料金の支払方法
十　交替するための事業用自動車の運転者を配置しない場合には、その理由
十一　当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間
十二　当該運送に係る総車走行距離及びその要する時間
十三　事業用自動車について締結されている損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要
十四　事業用自動車の車掌の乗務の有無
十五　前各号に掲げるもののほか、特約があるときは、その内容

附　則

この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年七月二十日）から施行する。

○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神奈川県愛甲郡愛川町角田字小沢城坂七五六番一から相模原市緑区葉山島字沓掛一二三二番三まで	前	三二・八五～一八四・三〇メートル	一・八五三キロメートル
	後	三二・八五～一七三・九三	一・八五三

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
各務原市鵜沼各務原町一丁目九番一から同市鵜沼三ツ池町三丁目三八四番まで	前	一三・六〇～一七・〇〇メートル	〇・三二七キロメートル
	後	一三・八〇～二二・〇〇	〇・三二七

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県加茂郡白川町河岐字下山一二八四番一から同町河岐字下山一二九〇番四まで	前	一八・八〇～四〇・三〇メートル	〇・二〇六キロメートル
	後	一九・二〇～五五・三〇	〇・二〇六

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岐阜県岐阜市日野東四丁目四番一から同県関市山田字籃屋六六七番二まで	前	九・二〇～一〇六・〇〇メートル	五・九一二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八三・五〇	二・六七一	
	B A	二三・〇〇～九・二〇	五・九一二	
	B	九・二〇～一〇六・〇〇	五・九一二	
	A	二三・〇〇～八三・五〇	二・六七一	
郡上市大和町徳永字ボタ上七〇番一〇から同市大和町徳永字谷間ヒ五四一番一まで	前	九・八〇～二七・三〇	〇・六八二	
	後	一・八〇～三七・五〇	〇・六八二	
郡上市八幡町吉野字前平一六四六番四二から同市八幡町吉野字前平一六四一番一五まで	前	二六・三〇～四三・八〇	〇・〇九五	
	後	一七・七〇～四五・七〇	〇・〇九五	
郡上市八幡町吉野字宝田五一三番二地内	後	二三・〇〇～三四・九〇	〇・〇一七	
	前	二三・〇〇～三四・九〇	〇・〇一七	
郡上市八幡町五町字イワバ新田五七五番四から同市八幡町五町字イワバ新田五七六番三まで	前	一五・二〇～三四・六〇	〇・二六一	
	後	一五・二〇～七六・六〇	〇・二六一	
郡上市八幡町瀬取字杉瀬四番一地内	前	一九・一〇～二二・八〇	〇・〇八五	
	後	二二・六〇～六三・五〇	〇・〇八五	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月二十九日

中部地方整備局長　足立　敏之